

様式第二（第七条関係）

公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）選任，死亡・解任届出書

選任、死亡、解任から **30日以内**

令和元年 5月 7日

（あて先）上越市長

住所 上越市木田 1-1-3

電話 025-526-5111

届出者 株式会社上越製作所

氏名 代表取締役 上越 太郎

代表  
印者  
印

（法人にあつては名称及びその代表者の氏名）

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条第3項において準用する第3条第3項（第6条第2項において準用する第3条第3項）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定工場の名称		株式会社上越製作所	整理番号	
特定工場の所在地		上越市木田 1 - 1 - 3	受理年月日	年 月 日
大気 関係	排出ガス量		特定工場の番号	
	ばい煙発生施設の種類	別紙のとおり。	備考  <b>大気関係、特定粉じん関係、ダイオキシン類関係の届出先は新潟県です。</b>  合格証書又は資格認定講習の修了証書（コピーを添付）	
水質 関係	排出水量	1,000m <sup>3</sup> /日		
	特定地下浸透水の浸透の有無			
	汚水等排出施設の種類	別紙のとおり。		
騒音 関係	騒音発生施設の種類			
特定粉じん 関係	特定粉じん発生施設の種類			
一般粉じん 関係	一般粉じん発生施設の種類			
振動 関係	振動発生施設の種類			
ダイオキシン 類関係	ダイオキシン類発生施設の種類			
水質関係第2種 公害防止管理者 （公害防止管理者の代理者）	選任年月日	令和 元年 5月 1日		
	職名	部 課		
	氏名			
	担任業務の範囲	排水処理施設等の保守管理		
	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）が他の工場の公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地			
選任の事由	人事異動のため			

<b>水質関係第2種</b> 公害防止管理者 (公害防止管理者 の代理者)	(死亡・解任) 年月日	令和 元年 5月 1日
	職 名	部 課
	氏 名	
	担任業務の範囲	<b>排水処理施設等の保守管理</b>
	公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)が他の工場の公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を兼ねている場合は、その兼ねている工場の名称及び所在地	
解 任 の 事 由	<b>人事異動のため</b>	

- 備考 1 大気関係, 水質関係, 騒音関係, 特定粉じん関係, 一般粉じん関係, 振動関係又はダイオキシン類関係のうち該当する項に所要事項を記載すること。大気関係及び水質関係については, 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)の項には, 「 関係第 種」公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)と記載すること。
- 2 公害防止管理者を2名以上選任する場合は, 関係公害防止管理者及び同代理者の項を追加して記載すること。
- 3 印の欄は記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは, 日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し, 押印することに代えて, 署名することができる。この場合において, 署名は必ず本人が自署するものとする。
- 6 公害防止管理者(公害防止管理者の代理者)を2以上の工場に選任する場合は, 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則第5条第2号の主務大臣が定める基準を満たしていることを証する書面を添付すること。

記載された個人情報 は 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する業務以外には使用しません。

## 汚水等排出施設の種類

	番号	施設の名称	号番号	施設の用途
有害物質を発生する施設	1	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設	71 の5.	洗浄（自動車ブレーキ部品）
	2			
有害物質を発生する施設以外の施設	1			
	2			
	3			

注1 「施設の名称」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる名称を記載すること。

注2 「号番号」の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号を記載すること。

注3 「施設の用途」の欄には、施設の用途の他に当該施設により、製造、選別等される製品、半製品、中間製品等の名称を記載すること。

記載された個人情報は特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に関する業務以外には使用しません。